

前 金	部分払い
有 無	0 回

平成30年度下施処公第2-1号

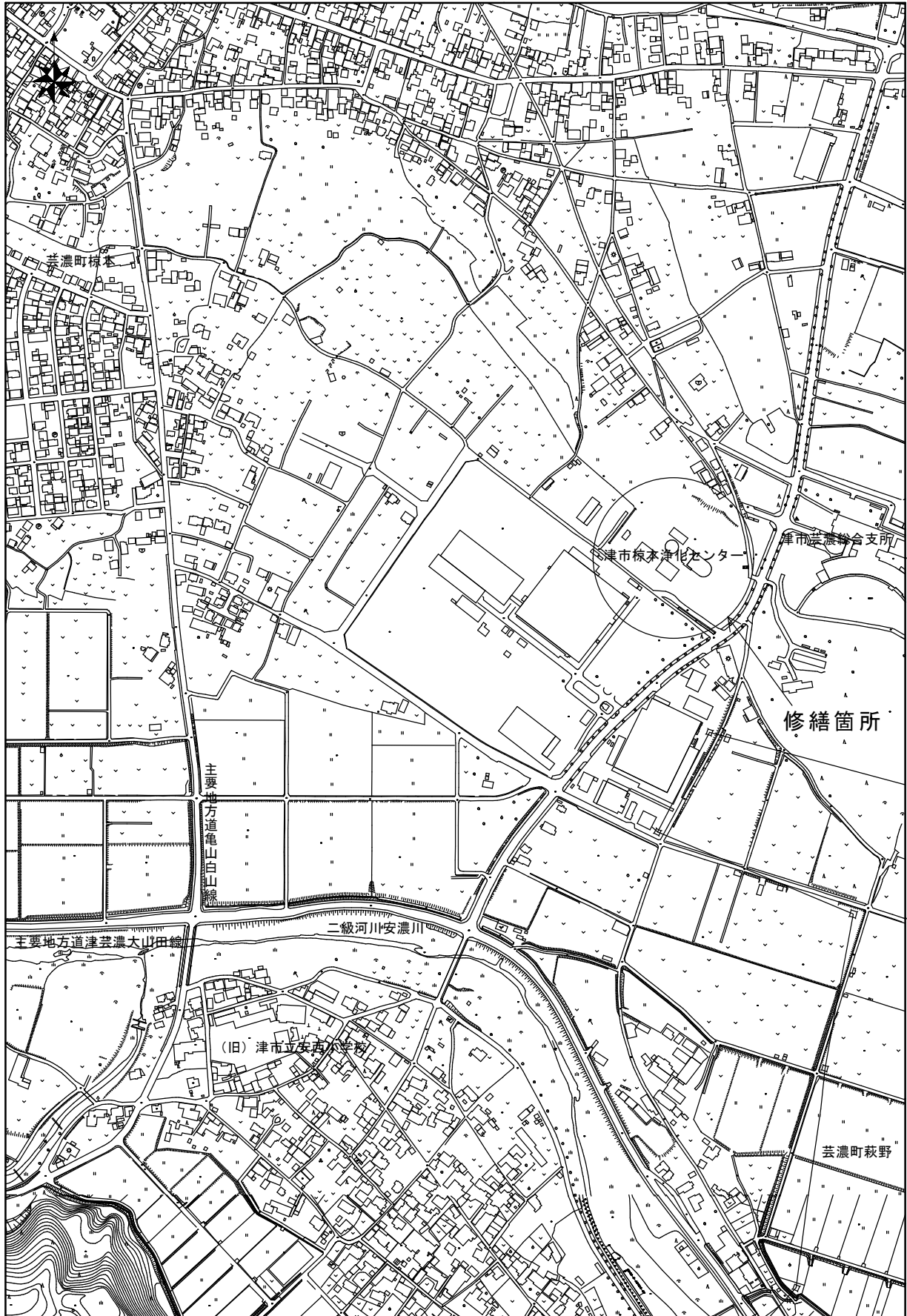
津市棕本浄化センター電気計装設備
(水質分析装置)取替修繕

津市下水道局
下水道施設課

平成30年度	下施処公第2-1号	修繕設計書	局長	
			局次長	
修繕名	津市椋本浄化センター電気計装設備(水質分析装置)取替修繕		課長	
			検算者	
施工場所	津市 芸濃町椋本 地内		調整・担当主幹	
			担当主幹	
設計金額	¥ 一 (内消費税等相当額 円)		担当主幹	
			担当副主幹	
工期	平成30年11月16日限り		担当	
修繕の大要			設計者	
<p>電気計装設備修繕 一式</p> <p>水質分析装置 1台</p> <p>サンプリングポンプ口径40mm 1台</p>				

位置図

平成30年度下施処公2-1号
津市棕本浄化センター電気計装設備
(水質分析装置) 取替修繕



内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単価	金 額	摘 要
本修繕費				1	式	—	—	
	機器費			1	式	—		明細表第1号のとおり
		直接修繕費		1	式	—	—	
			輸送費	1	式	—		
			材料費	1	式	—		明細表第2号のとおり
			労務費	1	式	—		明細表第3号のとおり
			複合工費	1	式	—		明細表第4号のとおり
			直接経費	1	式	—		
			仮設費	1	式	—		
		計 (直接修繕費)						
		間接修繕費		1	式	—	—	
			共通 仮設費	1	式	—		明細表第5号のとおり
			現場 管理費	1	式	—		
			据付 (技術者) 間接費	1	式	—		
			据付 (機器) 間接費	1	式	—		

内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		計						
		計 (間接修繕費)						
		計						
		計 (据付修繕原価)						
		計						
		計 (修繕原価)						
	一般管理費等			1	式	—		
		合計						
		合計 (修繕価格)						
	消費税等相当額			1	式	—		
本修繕費	計							

明 細 表

第 1 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
機器費				1	式	——	——	
				1	台			
	水質分析装置 (ユニット及び付属品含む)			1	台			
	サンプリングポンプ		口径40mm 出力0.25kW	1	台			
	計 (機器費)							

津市設計書用紙

明 細 表

第 2 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
材料費				1	式	——	——	
				2	台			
	信号用避雷器 (避雷器箱含む)							
	制御用 ケーブル	銅テープ CEE/F-S	1.25sq-2c	84.0	m			
	ケーブル、 電線類 付属材料			1	式	——		
	電線管類	HIVE	16mm (露出)	4.0	m			
	電線管類 付属材料			1	式	——		
	計 (直接材料費)							
	補助材料費			1	式	——		
	計 (補助材料費)							
	計 (材料費)							

津市設計書用紙

明 細 表

第 3 号

種 別	細 別	材 料	形 状 寸 法	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要
労務費				1	式	——	——	
	一般労務費			1	式	——	——	
	普通作業員				人			
	設備機械工				人			
	電工				人			
	機械設備据付工				人			
	計 (一般労務費)							
	技術労務費			1	式	——	——	
	技術者	据付工			人			
	小計							
	技術者	単体試験工 組合せ試験工			人			
	小計							
	計 (技術労務費)							
	計 (労務費)							

明 細 表

第 4 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
複合工費				1	式	——	——	
	水質分析(COD)			25	検体			
	水質分析(全窒素)			3	検体			
	水質分析(全りん)			3	検体			
	計 (複合工費)							

明 細 表

第 5 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
共通仮設費				1	式	—	—	
	共通仮設费率計上			1	式	—		
	産業廃棄物処理費積上げ分			1	式	—		
計 (共通仮設費)								

平成30年度下施処公第2-1号

津市棕本浄化センター電気計装設備

(水質分析装置) 取替修繕

津市下水道局
下水道施設課

第 1 章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあつては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
 - (2) 消防法
 - (3) 建設リサイクル法
 - (4) 電気事業法
 - (5) 電気用品安全法
 - (6) 電気技術規程（JEAC）〔内線規定〕〔高圧受電設備規程〕
 - (7) 建築基準法
 - (8) 計量法
 - (9) 日本工業規格（JIS）
 - (10) 日本電線工業会規格（JCS）
 - (11) 電池工業会規格（SBA）
 - (12) 日本照明器具工業会規格（JIL）
 - (13) 電気設備に関する技術基準を定める省令
 - (14) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
 - (15) 日本電機工業会標準（JEM）
 - (16) （機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
 - (17) （機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - (18) 水質汚濁防止法施行令
 - (19) 窒素・りん自動測定器による水質汚濁負荷量測定方法マニュアル（環境省水・大気環境局）
 - (20) その他関係法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団（JS）発刊基準類
- 上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終了後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあつては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート砕りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

(1) 騒音、振動の抑制

本工事において使用する建設機械にあつては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

(2) 地下水のかん養（雨水浸透等）

(3) 建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、

その他リサイクルの推進)

(4) 廃棄物の適切な処分

(5) その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

10 試験及び検査

(1) 受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

(2) 主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要な書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。

(3) 機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

(4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなるがあっても使用してはならない。

11 機器製作及び現場施工の記録写真

(1) 写真の分類

ア 着手前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）

イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）

ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）

エ 安全管理写真

オ 機器検収写真

カ 品質管理写真

キ 出来形管理写真

(2) 写真の色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

(3) 写真の撮影基準

- ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。
- イ 不可視部分の写真整理
不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12 施工管理

- (1) 請負金額500万円以上の工事等を受注または変更した場合、受注者は三重県公共工事共通仕様書「CORINSへの登録」に準じ「登録内容確認書」を監督員に提示しなければならない。
- (2) 受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (4) 機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (5) 受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 竣工

- (1) 施設等の受け渡し（引き渡し）
工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。
- (2) 技術指導
完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。
- (3) 保証
 - ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。
 - イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。
 - ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を実地しなければならない。
 - エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14 疑義

- (1) 本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。
- (2) 施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15 その他

- (1) 本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、工事等の実地の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3) 設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第2章 修繕施工

1 修繕概要

本修繕は、津市棕本浄化センター電気計装設備で放流水質の全窒素、全りん及び化学的酸素要求量を測定し、監視及び記録を行うための機器製作、据付及び撤去を行い、配管配線工事及び試験調整等を行う。また、水質分析採取用サンプリングポンプの機器製作、据付及び撤去を行い、施設の安定稼働を図るものとする。

2 修繕内容

- (1) 全窒素 (TN) ・全りん (TP) 測定装置、有機性汚濁物質測定装置 (UV計) 一体型水質分析装置の設置
- (2) サンプリングポンプ据付作業
- (3) 全窒素・全りん自動測定装置、UV計及びサンプリングポンプの撤去及び処分
- (4) 放流流量接続 (管理棟計装盤～汚泥棟計装器室水質分析装置) に伴う信号配線及び信号用避雷器、電線管の据付作業
(信号用避雷器は、管理棟計装盤及び汚泥棟計装器室の入線出入口に各1台ずつ設けること)
(ケーブル布設 (配線工) 及び信号用避雷器、電線管設置箇所については、図面に準じて施工を行うこと)
- (5) 試運転・調整等 (相関分析及び精度確認)
(検体数は、COD25検体及び全窒素3検体、全りん3検体とすること。)
- (6) その他必要な作業

3 機器概要

- (1) 水質分析装置 (全窒素・全りん測定装置、UV計一体型)
 - ア 参考型名 NPW-400
 - イ 数量 1台
 - ウ 仕様
測定方式 全窒素・全りん測定装置：国都下企第8号、国都下事第78号別紙 (標準的な仕様) に準拠すること、UV計：紫外線吸光光度法
測定範囲 TN：0～50mg/ℓ、TP：0～10mg/ℓ、紫外線吸光度 (UV値)：0～1.0Abs
測定周期 1測定/時間
出力信号 4～20mA DC
入力信号 4～20mA DC
電源 AC100V、60Hz
構造 床面設置型
負荷量演算器付属
廃液タンク付属、試料調整槽付属
純水ユニット付属
 - エ 演算機能 TP値、TN値及びUV値と放流流量値を演算し、各々汚濁負荷量として演算する。
 - オ その他 環境省が定める全りん・全窒素自動測定器の性能基準と管理基準等に準拠した計測器とする。
計測値 (TP、TN、COD、放流流量値) は、プリンタ及び外部記憶装置 (USB) により出力できるものとする。
 - カ 付属品 取付用部材 (ボルト・ナット類)
その他必要なもの
 - キ 予備品 記録紙
- (2) サンプリングポンプ
 - ア 参考型名 40DWS6.25SA
 - イ 数量 1台
 - ウ 仕様
口径 φ40mm
吐出量 30 ℓ/min

	電源	単相AC100V、60Hz
	揚程	10m
エ 付属品	ケーブル	20m
	その他必要なもの	
オ その他	水質分析装置と対応した性能であること。	
	支持金物等は既設流用すること。	

4 既設機器概要

(1) 全窒素・全りん自動測定装置

ア メーカー	横河電機(株)
イ 型式	NP600-12P1212N1-A
ウ 数量	1台
エ 仕様	測定方式 全窒素：紫外線酸化分解法、全りん：モリブデン青吸光光度法 繰り返し性 ±3%FS以内 測定周期 1測定/時間 出力信号 4～20mA DC 入力信号 4～20mA DC 電源 AC100V、60Hz 消費電力 AC100V、400VA 許容負荷抵抗 各出力共500Ω以下 負荷演算器付属 廃液タンク付属、試料調整槽付属

オ 付属品 純水ユニット

(2) 有機性汚濁物質測定装置 (UV計)

ア メーカー	横河電機(株)
イ 型式	UV401G-2NNN-A
ウ 数量	1台
エ 仕様	測定方式 紫外線吸光光度法 繰り返し性 出力スパンの±2%
オ その他	全窒素・全りん自動測定装置一体型

(3) サンプリングポンプ

ア メーカー	(株)荏原製作所
イ 型式	40DWS6.25SA
ウ 数量	1台
エ 仕様	口径 φ40mm 吐出量 30ℓ/min 電源 単相AC100V、60Hz 揚程 10m
オ 付属品	ケーブル20m

5 材料仕様

(1) 信号用避雷器

ア メーカー	横河電機(株)
イ 型式	AR-SA
ウ 数量	2台
エ 仕様	出力信号 4～20mA DC 入力信号 4～20mA DC

6 電線及びケーブル

放流流量接続に使用する電線及びケーブルは、各回路の電流及び機械的強度を考慮し、サイズを

決定すること。また、これらの最小の太さは1.25 sq (1.26mm) 以上とする。

ケーブル布設 CEE-S1.25sq-2c×1

7 電線管

放流流量接続（露出部）に使用する電線管は、耐衝撃性硬質塩化ビニル電線管（HIVE）を使用する。

8 その他事項

(1) 撤去品の処分について

撤去品が産業廃棄物の対象となる場合は、産業廃棄物処理の許可を有する施設で処理すること。

また、受入れ先のマニフェスト等を施工管理資料として監督員に提出すること。

(2) 納入機器の消耗品等については、完成引き渡し後10年以上供給できること。

第3章 特記事項

1 他工事等との協調

施工現場において他の工事等と競合、輻輳する場合には、必ず本市監督員の指示を受け他工事等との協調を図り施工すること。

2 作業日時

作業日時は、土、日曜日、祝日を除く8時30分から17時までとする。時間外作業をするときは、本市監督員の承諾を得ること。

3 発生材の処分

機器の設置に伴った発生材等についての処分にあつては特に留意し、修繕施工中はもとより施工完了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。

4 産業廃棄物税

本修繕には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該修繕の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。

5 修繕完成報告書

修繕完成報告書の提出部数は2部とする。

6 完成図書

完成図書（施工図及び取扱説明書等を含む）の提出（市販A4ファイル）は、1部とするが、既存図書の完結方法は、下記のとおりとする。

- (1) 完成図書は、処理場の既存完成図書に本修繕を追録、差替、不必要なものは削除等を行い3冊納入すること。なお、差替等により既設完成図書に納まらない場合背表紙他を作成し、又1冊に出来ない場合（厚さ約150mm以上となる場合を含む）は、黒表紙（現行の完成図書並）2分冊以上として納入すること。この場合も既存同様完成図書としては、3冊完結すること。
- (2) 完成図書は過去の状況が分かる様（修繕名、修繕内容、工期その他）な工事目録等整理のうえ、目録表を保証書の次面に添付綴じ込むこと。この場合、既設完成図書の状況を把握、調査を行い必要に応じて既設記入箇所部分に追録を行うこと。
- (3) この章以外の完成図書の完結方法等（やむなく上記が出来ない事情における完成図書の完結を含む）については、別途協議するものとする。
- (4) 提出書類等を含めて疑義・不明なる項目については監督員と協議するものとし、必要に応じて議事録をもって処理すること。

7 現場施工の時期

本修繕施工にあつては、津市棕本浄化センターの運転に支障無きよう十分考慮し、既存施設の機能をできるだけ損なわないように留意し施工すること。

第4章 前金支払いに関する事項

【前金の支払い】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

第5章 修繕施工監理に関する事項

【部分下請負通知書】

受注者は、工事の一部について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出するものとする。なお、下請負業者（再下請負業者も含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者も含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。

【現場の管理】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、修繕現場内において、修繕名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

<名札の一例>

主任・監理技術者	
写真 2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○
	修繕名 ○○修繕
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ○○株式会社 印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。

【施工体制台帳等】

受注者は、修繕を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出するものとする。

第6章 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。
なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

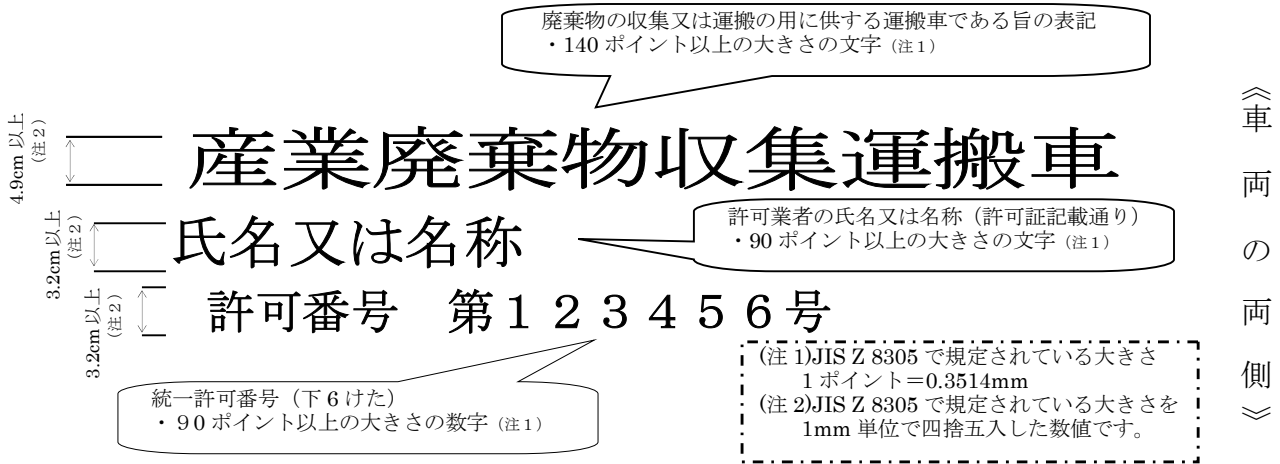
5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

[産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

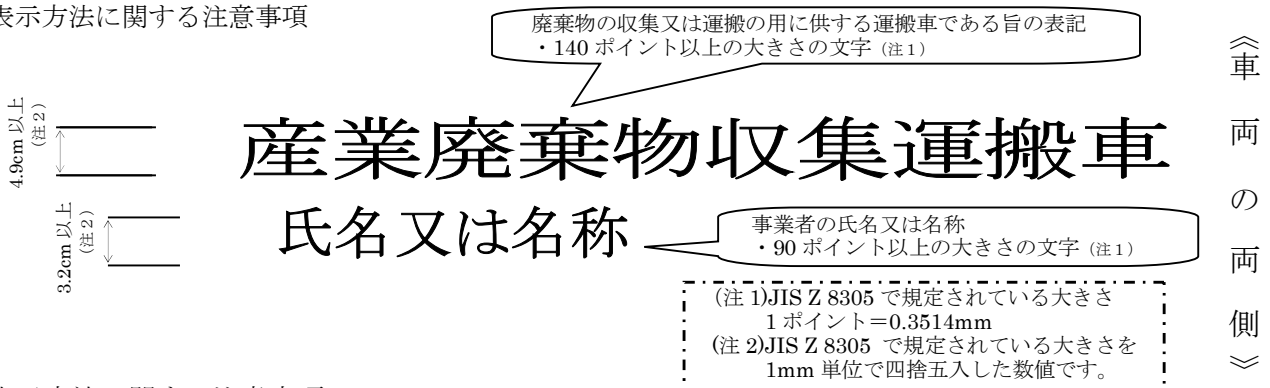
産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例



排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項



表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを手で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。